



島根県報

平成25年12月17日（火）

号外 第 171 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第822号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	261号	邑智郡邑南町井原1939番1地先から同1937番5地先まで	前	メートル 5.80～8.40	メートル 57.80	県央県土整備事務所 拡幅及び減幅 事業用地と交換 払下げ
			後	6.50～8.40	57.80	
県 道	松江木次線	松江市横浜町53番1地先から同市浜乃木四丁目1063番1地先まで	前	A 6.10～11.00	1,766.00	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 減幅 不用物件発生 一部市道移管
			後	B 18.00～70.00	983.50	
		後	A 6.10～11.00	1,766.00		
			B 18.00～42.00	983.50		
"	佐田八神線	雲南市掛合町波多2193番12地先から同2497番地先まで	前	11.40～32.30	11.50	道路改良工事 計画変更による減幅
			後	10.00～30.00	11.50	
"	"	飯石郡飯南町獅子511番14地先から同地先まで	前	39.00～40.50	9.00	道路改良工事 拡幅
			後	40.30～41.00	9.00	
"	"	飯石郡飯南町獅子511番19地先から同地先まで	前	14.10～17.50	30.00	道路改良工事 拡幅
			後	17.50～24.30	30.00	

"	"	飯石郡飯南町獅子511番15地先から同地先まで	前	30.50～ 42.30	32.00	道路改良工事 拡幅	
			後	30.50～ 44.70	32.00		
"	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町根波別所1760番10地先から同町乙加宮1669番1地先まで	前 A	4.00～ 34.00	390.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	4.00～ 34.00		390.00
				B	15.00～ 90.00		323.00
"	田儀山中大田線	大田市富山町山中字久谷2343番20地先から同番10地先まで	前 A	4.10～ 12.14	166.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 県央県土整備事務所	
			後	A	4.10～ 12.14		166.00
				B	9.00～ 41.70		128.20
"	"	大田市富山町山中字久谷2343番10地先から同地先まで	前	4.00～ 20.00	142.30	道路改良工事 拡幅 線形改良	
			後	15.90～ 34.40	151.80		

島根県告示第823号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	佐田八神線	雲南市掛合町波多2192番6地先から飯石郡飯南町獅子512番5地先まで	メートル 300.00	平成25年 12月17日	雲南県土整備事務所	
〃	田儀山中大田線	大田市富山町山中字久谷2343番20地先から同番10地先まで	280.00	平成25年 12月17日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	湯里停車場祖式線	大田市温泉津町西田485番3地先から同480番1地先まで	125.00	平成25年 12月17日		